

平成 3 1 年

第 1 回西原村臨時会会議録

平成 3 1 年 1 月 9 日

平成 3 1 年 1 月 9 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

## 平成31年第1回臨時会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
1 月 9 日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・開会</li><li>・会期の決定</li><li>・村長提案理由説明</li><li>・議案審議 (議案第1号～第6号)</li></ul>	

# 提 出 議 案 等

(平成31年1月9日提出)

(村長提出議案)

- 議案第 1号 熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について
- 議案第 2号 平成30年度西原村一般会計補正予算(第6号)について
- 議案第 3号 工事請負契約の締結について
- 議案第 4号 工事請負契約の締結について
- 議案第 5号 工事請負契約の締結について
- 議案第 6号 工事請負契約の締結について

## 目 次

### 第1号（1月9日）

議事日程第1号	1
出席議員氏名	2
事務局職員出席者	2
説明のため出席した者の職氏名	3
開会・開議	4
日程第1 会議録署名議員の指名について	4
日程第2 会期の決定について	4
日程第3 村長提案理由説明（議案第1号～第6号）	4
日程第4 議案第1号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更 について	6
日程第5 議案第2号 平成30年度西原村一般会計補正予算 （第6号）について	7
日程第6 議案第3号 工事請負契約の締結について	9
日程第7 議案第4号 工事請負契約の締結について	9
日程第8 議案第5号 工事請負契約の締結について	9
日程第9 議案第6号 工事請負契約の締結について	9
閉 会	16
署 名	17

第 1 号 ( 1 月 9 日 )

## 平成31年第1回西原村議会臨時会会議録

平成31年1月9日、平成31年第1回西原村議会臨時会が西原村役場に召集された。

平成31年1月9日（水曜日） 議事日程第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 村長提案理由説明（議案第1号～第6号）
- 日程第4 議案第1号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 日程第5 議案第2号 平成30年度西原村一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第6 議案第3号 工事請負契約の締結について
- 日程第7 議案第4号 工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第5号 工事請負契約の締結について
- 日程第9 議案第6号 工事請負契約の締結について

1、出席議員 (9名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、欠席議員 (1名)

5 番	西 口 義 充 君
-----	-----------

3、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	坂 園 まゆみ 君
議会事務局書記	松 永 誠 司 君

4、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
総務課長	西山春作君
震災復興推進課長	高本孝嗣君



○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は、西口議員より欠席届が出されております。

第1回の臨時会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、平成31年第1回西原村議会臨時会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番議員、山下一義君、8番議員、林田直行君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、よって会期は、本日1日限りに決定いたしました。

日程第3、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）新年明けましておめでとうございます。議員各位におかれましては、ことしもよろしくご指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日は、平成31年第1回西原村議会臨時会の招集をお願いしましたところ、議員各位には公私とも大変ご多忙の中、9名のご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、今回の臨時会は、工事請負契約の締結について等をお願いするものでございます。事務手続を考慮し、早急に議会の議決が必要となりましたので、議員各位には、ご多忙とは存じますが、臨時会をお願いしました。

平成28年熊本地震により被災しておりました古閑、畑・風当及び上布田地区の宅地の復旧工事につきまして、工事の入札が終わりましたので、今回、工事請負契約の締結を提案させていただくものでございます。

ことしに入り、初めての臨時会であります。一日も早く宅地の再生事業を完成させ、住民の方々がその集落でもとの生活ができますよう、そして今までよりも生活しやすくなった集落を目指していきたいと思っております。

ことしは、天皇陛下の譲位により、元号が平成から改元される特別な年があります。私たちも、心新たに復旧・復興に向け、財政厳しい中ではありますが、村政に取り組んでまいりたいと考えております。議員各位におかれまし

ても、さらなるご指導とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第1号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてご説明申し上げます。

この議案は、平成30年第4回定例会で議決をいただいた同文議決で、一部日付の記入漏れがあったため、再議決をお願いするものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第2号、平成30年度西原村一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億7,123万8,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容を申し上げますと、歳入では、宅地耐震化推進事業の国庫補助金1億2,900万円の増額補正、宅地耐震化推進事業における災害復旧事業債1億2,900万円の増額補正でございます。歳出におきましては、宅地耐震化推進事業工事請負費2億5,800万円の増額補正でございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号の4件の工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案第3号から議案第6号につきましては、全て工事請負契約の締結についてでありますので、一括して提案させていただきます。

議案第3号、工事請負契約の締結について、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（古閑02）。

議案第4号、工事請負契約の締結について、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（畑・風当04）。

議案第5号、工事請負契約の締結について、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（畑・風当07）。

議案第6号、工事請負契約の締結について、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（上布田11）。

以上4件につきましては、熊本地震により被災した宅地等の復旧事業であり、指名競争入札により契約の相手が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、震災復興推進課長よりご説明いたします。

以上、本臨時会におきましては、議案6件を提案させていただきました。議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。大変お世話になります。

○議長（宮田勝則君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4、議案第1号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、議案第1号についてご説明いたします。

この議案は、平成30年第4回定例会で議決をいただいた同文議決でございまして、一部日付の部分が記入漏れでございましたので、再議決をお願いするものでございます。

議案第1号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、熊本県市町村総合事務組合規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のように変更する。

平成31年1月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」を「くまもと県北病院機構設立組合」に改める。

附則。

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の熊本県市町村総合事務組合規約の規定は、平成30年10月1日から適用する。

提案理由でございますが、熊本県市町村総合事務組合規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第1号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第2号、平成30年度西原村一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、議案第2号についてご説明いたします。

議案第2号、平成30年度西原村一般会計補正予算（第6号）。

平成30年度西原村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億7,123万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成31年1月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

1、追加。

起債の目的、14、宅地耐震化推進事業債（宅地耐震化推進事業）。

限度額、1億2,900万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

次に、歳入歳出予算についてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

上のほうから、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金1億2,900万円の増額補正、宅地耐震化推進事業の社会資本整備総合交付金の増額でございます。

その下になります。款21村債、項1村債、目6災害復旧事業債1億2,900万円の増額でございます。宅地耐震化推進事業分の増額でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、目4がけ崩れ対策費2億5,800万円の増額補正でございます。宅地耐震化推進事業工事請負費の増額でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入りま

す。質疑ございませんか。

1 番議員、堀田直孝君。

○1 番議員（堀田直孝君）1 番議員、堀田です。

今回、地方債ということで限度額 1 億 2,900 万円ということです。が、この利率なんですけれども、今 3%以内となっております。今現在大体何%ぐらいで借り入れができていますのか、お願いしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）最近の状況を見ますと、固定金利で 0.01%、変動利率の部分で 0.0%程度というふうになっております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

9 番議員、桂悦朗君。

○9 番議員（桂悦朗君）9 番、桂です。

歳出を見ますと崖崩れ対策ということで補正してあるんですが、これ、国庫支出金、それと地方債、同額になっているわけです。どこの部分の事業に充てておられるのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）復興推進課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）この事業につきましては本年度で予算ということでございまして、今、我々が宅地復旧のために頑張っているのは平成 29 年度事業がメインでございまして、その前の年の平成 28 年度分につきましては地崖関係ということで 24カ所の部分で事故繰りの事業です。今、各集落である程度やっている部分につきましては平成 29 年度の繰り越し事業と。その事業につきましては、一応、平成 29 年度事業分についての部分を追加するという形で平成 30 年度の予算でこれを計上させていただいておる分でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）9 番、桂君。

○9 番議員（桂悦朗君）繰り越しと言われましたけれども、平成 29 年度分と言われましたが、これ両方とも同額になっているわけです。同額になっている分についてちょっと説明してもらえると助かります。

○議長（宮田勝則君）財源内訳。

総務課長。

○総務課長（西山春作君）財源内訳のことだと思いますけれども、支出側の事業につきましてはその 2 分の 1 を国庫補助金ということになっております。それから、今回の補正に伴う分の起債については充当率が 100%ということですので、残り 2 分の 1 を 100%起債で充てるということとでございます。ちなみに、今回の分の交付税措置は 95%ということとでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）9 番桂君、よございますか。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第2号、平成30年度西原村一般会計補正予算(第6号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第3号から日程第9、議案第6号までの工事請負契約の締結についてを一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

内容の説明を震災復興推進課長に求めます。

(震災復興推進課長 高本孝嗣君 登壇 説明)

○震災復興推進課長(高本孝嗣君) おはようございます。

それでは、議案第3号から説明をさせていただきます。

議案第3号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成31年1月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西大滑第6号、宅地耐震化推進(大規模)滑動崩落対策工事(古閑02)。

2、契約金額、7,092万2,237円。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子2710番地、会社名、日置工業株式会社、代表者、日置一登。

議案第3号の西大滑第6号につきましては、主な工法といたしまして、固化材盛り土4カ所1,203m<sup>3</sup>、網状鉄筋挿入工2カ所115本、その箇所にコンクリート張りを41.6m施します。ブロック塀、擁壁等が4カ所、延べ31.8mということでございます。

続きまして、議案第4号を説明させていただきます。

議案第4号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成31年1月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西大滑第8号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（畑・風当04）。

2、契約金額、1億8,197万2,829円。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字宮山865、会社名、藤川・山口特定建設工事共同企業体、代表者、藤川俊光。

2枚めくっていただきたいと思います。

この地区は、風当の一番東側に属する地区でございます。

主な工法につきまして述べさせていただきます。固化材盛り土6カ所4,705<sup>m</sup><sub>3</sub>、固結工（スラリー攪拌）によります方法120本、網状鉄筋挿入工65本、ブロック擁壁等12カ所、延べ568.2mでございます。

続きまして、議案第5号について説明させていただきます。

議案第5号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成31年1月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西大滑第9号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（畑・風当07）。

2、契約金額、1億9,625万7,528円。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字河原1086番地、会社名、堀田・秋吉特定建設工事共同企業体、代表者、堀田賢司。

また2枚めくっていただきたいと思います。

この地区は畑・風当で、主に畑の地区と風当の西側部分の一部でございます。

主な工法といたしましては、固化材盛り土8カ所3,496<sup>m</sup><sub>3</sub>、網状鉄筋挿入工141本、ブロック擁壁等の工事26カ所、延べ688.3mでございます。

続きまして、議案第6号について説明させていただきます。

議案第6号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成31年1月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西大滑第10号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（上布田11）。

2、契約金額、1億3,752万6,803円。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字布田1291番地1、会社名、株式会社下村組、代表者、下村一恵。

また2枚めくっていただきたいと思います。

この地区につきましては布田の上布田地区でございまして、上布田も南側と北側のほうにあるわけでございますけれども、主に今回の部分につきましては、手法として南側のほうをメインとしておるところでございます。

主な工法といたしましては、固結工のスラリー攪拌によります2カ所162本、網状鉄筋挿入工47本、ボックスカルバート各1.8m、これが22.5m、ブロック擁壁等が18カ所、延べ519.5mでございます。

以上4契約につきまして事業の説明をさせていただきましたけれども、ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前10時00分）

（午前10時27分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。（「ちょっと暫時休憩」の声）

暫時休憩します。

（午前10時28分）

（午前10時28分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）議案の説明をさせていただきます。

議案第3号から議案第6号まで一応議案の説明をさせていただきますけれども、契約の相手方につきましては、議案第3号につきましては所在地が熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子2710、会社名、日置工業株式会社、代表者、代表取締役、日置一登。

主な工法につきましては、2枚めくっていただきまして、古閑の東側地区ということで、固化材盛り土4カ所1,203<sup>m</sup>、網状鉄筋挿入工2カ所115本、コンクリート張りの46.1m、それとブロック擁壁等が4カ所、延べ31.8mでございます。

続きまして、議案第4号について説明させていただきます。

議案第4号につきましては、契約の相手方につきましては、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字宮山865、会社名、藤川・山口特定建設工事共同企業体、代表者、藤川俊光でございます。

2枚めくっていただきまして、風当地区の東側の位置に属します部分でございます。主な工法といたしましては、固化材盛り土6カ所4,705<sup>m</sup>、固結



工（スラリー攪拌）によります120本と網状鉄筋挿入工65本、ブロック擁壁等12カ所、延べ568.2mでございます。

議案第5号について説明させていただきます。

議案第5号につきましては、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字河原1086番地、会社名、堀田・秋吉特定建設工事共同企業体、代表者、堀田賢司。

2枚めくっていただきたいと思えます。

箇所につきましては、畑・風当地区、主に畑地区及び風当の西の部分の一部でございます。

主な工法といたしましては、固化材盛り土8カ所3,496m<sup>3</sup>、網状鉄筋挿入工141本、ブロック擁壁等26カ所、延べ688.3mでございます。

続きまして、議案第6号、契約の相手方につきましては、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字布田1291-1、会社名、株式会社下村組、代表者、代表取締役、下村一恵。

2枚めくっていただきまして、布田地区の上布田というところでございます。主に字道角なるんですけれども、こちらの南の部分と北側の中玉田、こちらの部分を主に施工していきます。

主な工法といたしましては、固結工（スラリー攪拌）によります2カ所162本、網状鉄筋挿入工47本、ボックスカルバート1.8m角を22.5m、ブロック擁壁等18カ所、延べ519.5mでございます。

以上でございます。議員各位におかれましては、ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番議員、上野正博君。

○6番議員（上野正博君）6番議員、上野です。

今回、3集落4カ所の工事の請負の締結ができて、本当によかったと思っておりますが、この後、用地の交渉、また境界線の立ち会いはいつごろから始められるのか、一遍にどっと工事が来たからおくれる可能性はないのか、どのような段階で用地交渉、境界線の立ち会いが行われるのか、その辺のところをお願いします。

○議長（宮田勝則君）震災復興課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）集落再生につきましては、個人の財産のおのおの境界がある程度地籍調査が終わっておるところでございます。それをもとに境界線を出していきたいというふうに思っております。一応境界につきましては、主に道路関係を買収する予定のところ、拡幅する予定、また公共工事に関係するところを主にやっていくというのが趣旨でございます。ちなみに大切畑地区についてはもう先日立ち会いが終わっておりまして、

皆様が参加しやすい日曜日を選んで、朝早くから地権者の方々にご足労願って立ち会いをさせていただいたところでございます。立ち会いとともに本人さんたちの同意書、要は境界確認の同意書もいただいております。

今後は、やはり古閑地区から畑、風当、布田、ひいては下小森もあるわけでございますけれども、そういった地区についても土曜、日曜関係なしに我々といたしましては立ち会いをしていかなければ間に合わないんじゃないかなろうかという懸念はしております。ただ、地権者の方々の日程については、やはり集落内でまとまっていれば、我々としてはその日にちに合わせ立ち会いをしていくならというふうに思っております。随時立ち会いができるならばというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

こういう工事が着々と進んでいっているということは大変喜ばしいことでございますが、この契約の可決について、工期が1月から3月29日までという、あくまでも素人目からしても矛盾しておるなということもあります。

ちょっと確認ですが、これは繰り越し事業だと思っております。予算も今度、さっきの補正予算との関連、一応6億円近くの工事になりますが、この補正では2億5,800万円、どういうふうになっておるかを説明できますか。今、工事がいっぱいあって頭が混乱しておりますので、ちょっと整理のためと思います。課長は十分わかっておると思いますので、よろしく願いします。意味合いはわかりますか。

○議長（宮田勝則君）震災復興課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）今回契約いたします4件につきましては、平成29年度事業の繰越明許部分の予算でしております。先ほど9番桂議員からご質問がありました平成30年度の追加の予算でございますけれども、このことにつきましては、平成29年度分の予算の事業、平成28、29年度と先ほども説明いたしましたけれども、事業といたしましての予算が平成28年度分の事業、平成29年度分の事業で、全てを今、発注を本年度中には終わっていきたいというふうに思っております。この予算の中で平成29年度発注分の中で変更があった部分または追加工事があった部分を発注している部分ですけれども、変更した部分の予算を、平成30年度先ほど補正させていただいた部分を工事の追加分として使わせていただくということになります。

また平成30年度の補正予算というか、予算債がある予定でございますけれども、そういった予算債につきましては、新たな平成30年度の予算として平成31年度から本格的な繰越明許として新しい箇所の予算を使わせていただくならというふうに考えておりますので、その辺の事業の区分け、要は発注した部分と今から新たに工事を発注する部分とは若干の予算の使い分けをしな

がらしているところです。先ほど補正していただいた分につきましては、発注した部分の補正の部分に使わせていただくならというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）わかりますか。

8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）となれば、今度の6億円近いお金、一応仮契約ということですが、その予算立てというのは今度の補正という確認……。違うの。ちょっとここだけ説明お願いします。

○議長（宮田勝則君）震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）今、入札を平成30年度でやっている部分については、繰越明許部分の予算を今予算として計上させていただいておる部分を入札として今かけているところでございます。今回の事業につきまして、工期が3月29日がメインになっておりますけれども、これは当然ながら、事故繰りをまたお願いして平成31年度までの事業として工事を終わるならということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番、坂本です。

工事の件で先日、ある集落の地権者の方とお話しするようなことがありまして、そのときに、図面ではわかっていたんですけども、実際に自分の土地がどうなるのかというのがなかなかやっぱりわかりにくいということをお話ししまして、また今回は地震関連の擁壁とかで、高さに対してちょっと勾配があったりとかして、また天端のほうが今までよりも広がっていると。その辺で、家を別に考えていらっしゃって建てるとするのは住宅会社と話していたんですけども、その土地自体が思っていたよりも狭くなったと、天端とか勾配で。だから、その辺の説明をもうちょっとちゃんとしていただかないと計画ができないと。またちょっと住宅会社と話しななければならないと。これは先日、同意書は書いたというふうに言われていますけれども、そのときに結構そういうのを言いたかったと言われているかもしれません。

その辺の話し合いも、やはり土地の広さも狭くなると思います、宅地としては。その辺は皆さん方に重々わかっていたかなければ、せっかくつくっているんで、やっぱりありがたいと言ってもらえるような工事をしていただきたいので、その辺の説明をちゃんとしていただきたいと思いますけれども、今後その辺はどういうふうに対策をされますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）先ほど、用地の立ち会いだったり個人間の境界の立ち会いということでございますけれども、特に公共、道路だったり水路だったりするところの擁壁等、または石垣等につきましては、その都度

説明させてはいただいているんです。個人間の今度は擁壁を今後、立ち会いの中でついていくということが主になっていくわけですけれども、個人間の擁壁をつくる際には、必ず立ち会いは一応していただくようにしております。事前にある程度説明はしているんです。擁壁の天端あたりが70cmぐらいになりますよだったり、今までの勾配は3分から5分になったりしますということで石垣としては面積が広がりますので、その分、天端が土地の分が狭くなりますよということはある程度は説明しておりますけれども、何十cmだったりそういった説明はしておりませんので、今後は工事の中で、ある程度業者の方々を交えたところで説明をしていくならというふうに思っております。

全体的な説明ではしているんですけれども、本格的に工事のお互いの間については、なかなかそこまで伺っていらっしやらない方が結構多いございますので、その分については工事の中で、実際受注された業者とともに説明をしていくならというふうに思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。これは同意書のときに結構そういうのを感じたというふうに言われていますので、早い段階で、その辺の勾配がやっぱりありまして、高さが5m以上になりますと相当寝ます。天端のほうも広がっていますので、大体ここからこれぐらい、どれぐらいというのを、この辺から宅地になりますよと、そういったのを説明の段階でいただければ後々問題にはならないと。同意書にもやっぱりすぐにでも押し付けていただきたいというのが私たちの考えでもありますし、そこには住む人たちが住みよいようにつくっていただきたいので、くれぐれもその辺はもめないようにしていただきたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）それぞれの宅地の所有者の方々、5分勾配といってもどのぐらい減るのかということがわからないかなと。そこら辺の理解がちょっと厳しいかなと。1m上がれば50cm引込む、2m上がれば1m引込むという感じで捉えていただければありがたいんですけれども、それがどこまで来るのかということは、境界から高さ1m50cm、それだけ引込むということは、議員さんなんかもしも尋ねられるならば教えていただければなというふうに思います。

ただ、言葉で帳面上言ってもなかなかぴんときないところもあるかと思えますけれども、その分だけはこれは仕方がないということで、だからこそ国のほうからこのやり方でやれば個人負担は要りませんよという形でしておりますので、国の基準であります。そういったことで、多分宅地は減ります。これは間違いなしに減りますけれども、そういったことであります。

やっぱり宅地を持っている方はなかなか減らんほうがよろしゅうございま

すけれども、それはいたし方がないということでもありますので、そういうのはご理解いただいて、もしお尋ねがあった場合はそういった説明をしていただければありがたいというように思います。よろしくをお願いします。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論がないようですので、討論を終結します。

これより各議案ごとに採決いたします。

議案第3号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

議案第4号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

議案第5号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

議案第6号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、これをもって平成31年第1回西原村議会臨時会を閉会します。

午前10時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 宮 田 勝 則

7 番議員 山 下 一 義

8 番議員 林 田 直 行